

令和3年11月25日提出

半田市議会臨時会議案





議案第75号

財産の処分について
次のとおり財産を処分するものとする。
令和3年11月25日提出

半田市長 久世孝宏

1 財産の種別、所在地及び数量

土地

所在地番	登記地目	登記面積(m ²)	実測面積(m ²)
東大矢知町三丁目45番7	田	20	20.29
上池町一丁目60番	宅地	1,878.02	1,878.02
上池町一丁目61番5	山林	1,680	1,680.24
上池町一丁目63番	雑種地	241	241.75
上池町四丁目56番	宅地	2,478.94	2,478.94
上池町四丁目57番2	山林	1,393	1,393.85
上池町四丁目58番	雑種地	258	258.15
上池町五丁目1番3	山林	1,110	1,110.93
上池町五丁目63番	雑種地	87	87.60
合計		9,145.96	9,149.77

2 処分目的

未利用土地を処分することで健全な財政運営を図る

3 処分方法

一般競争入札

4 処分先

愛知県一宮市東出町7番地1

株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄光彦

5 処分金額

金418,000,000円





土地売買仮契約書

売出人半田市（以下「甲」という。）と買受人株式会社エサキホーム（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

なお、本書は仮契約とし、半田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する議会の議決が得られたとき、本契約として効力を生じるものとする。

ただし、半田市議会の議決が得られなかったときは無効となるものとし、一切の責任を甲は負わないものとする。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、末尾表示の売買物件を次条の売買代金で現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買取るものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金418,000,000円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金41,800,000円を甲に支払わなければならない。

2 前項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。また、本書が本契約として効力を生じない場合には、甲は乙に返還するものとする。この場合、契約保証金を民法557条に規定する手付と解さないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売買代金の支払方法）

第5条 乙は、第3条の売買代金から前条第1項の契約保証金を控除した金額376,200,000円をこの契約の効力発生後30日以内に甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

(登記の嘱託)

第7条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合、登録免許税その他これに要する費用は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、現状有姿で引渡しを行い、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第9条 この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、この契約の解除を請求することができる。また、乙は、この契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しがこの契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、この契約が解除された場合、甲は、乙に対し受領済みの売買代金を無利子で速やかに返還するものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができない。

(使用等の禁止)

第11条 乙は、本契約締結の日から10年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(現状回復及び返還金等)

第16条 乙は、甲が第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を現状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。
- 4 甲は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害を請求することができる。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第16条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(近隣住民等への配慮)

第20条 乙は、売買物件引渡し以降においては、十分な誠意をもって本物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第22条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本件土地の所在地を管轄する裁判所

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第11条に定める義務に違反したときは金125,400,000円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金41,800,000円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 3 年 11 月 9 日

甲 売出人 半田市東洋町二丁目1番地
半田市
代表者 半田市長 久 世



乙 買受人 一宮市東出町7番地1
株式会社エサキホーム
代表取締役 江 寄 光



売買物件（土地）の表示

所在地番	登記地目	登記面積(m ²)	実測面積(m ²)
東大矢知町三丁目45番7	田	20	9,149.77
上池町一丁目60番	宅地	1,878.02	
上池町一丁目61番5	山林	1,680	
上池町一丁目63番	雑種地	241	
上池町四丁目56番	宅地	2,478.94	
上池町四丁目57番2	山林	1,393	
上池町四丁目58番	雑種地	258	
上池町五丁目1番3	山林	1,110	
上池町五丁目63番	雑種地	87	





位置図 (S=1:1,000)

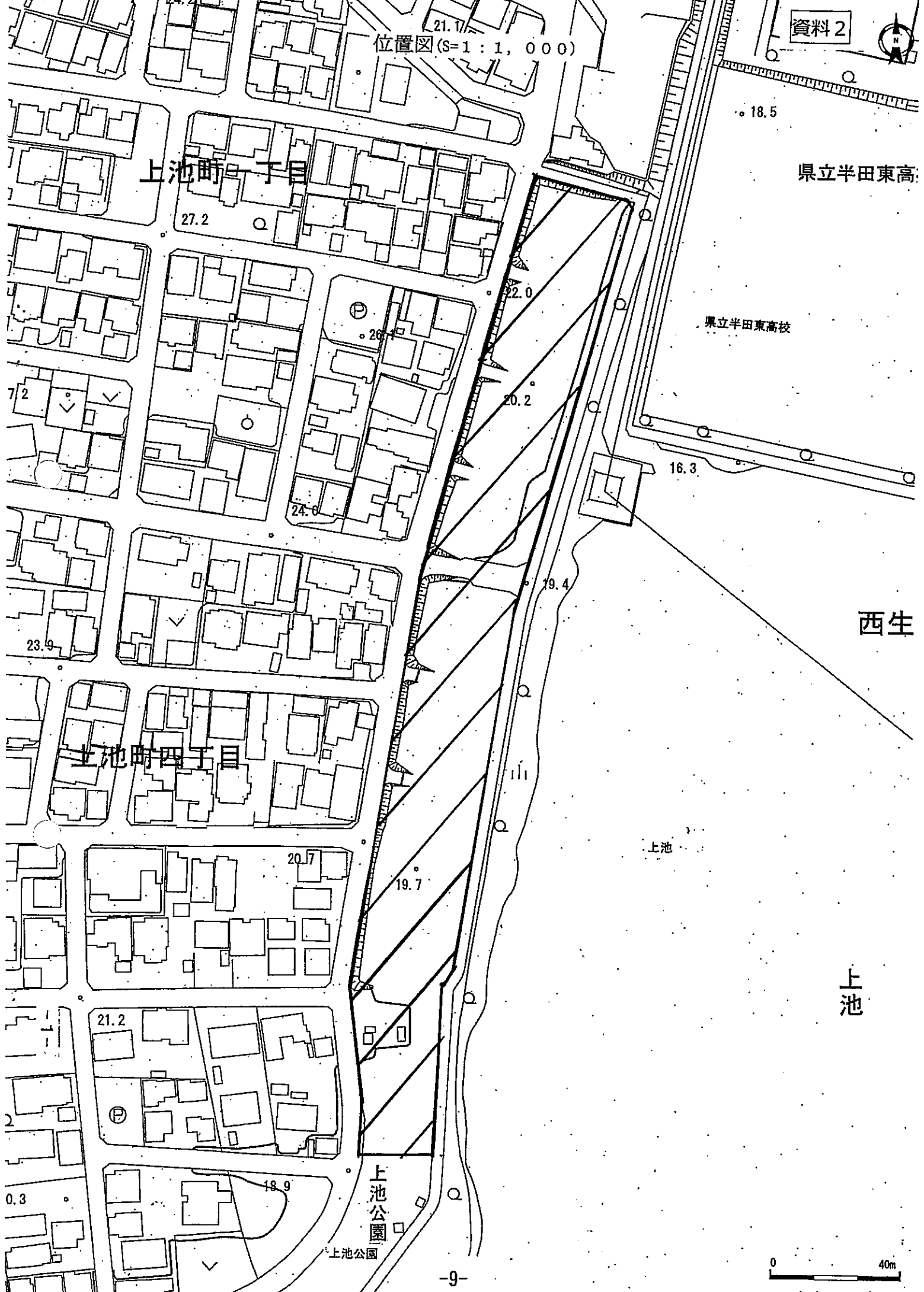
上池町一丁目

県立半田東高

県立半田東高校

西生

上池



上池公園

上池公園

